

生駒市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）の規定により所管行政庁である市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領に定める用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 BEI 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値。
- 二 確保計画 法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。）をいう。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続き

(適合性判定に必要な図書)

第3条 規則第3条第1項（規則第9条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次表のア欄の場合において、同表のイ欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号、第2号又は第3号のただし書に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に該当する場合	当該建築物の BEI が左記によることが確認できる図書
(2)	基準省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準が適用される場合	当該建築物が左記によるものであることが確認できる図書

2 市長は、必要があると認めるときは前項に規定する図書のほか、必要な図書を求めることができる。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条 規則第13条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

(1)規則第4条第1項に規定する添付図書

(2)軽微変更説明書(第2号様式)

2 市長は前項の申請が規則第5条に規定する軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書(第3号様式)を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合に、前項の証明書の交付をしない時は、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書(第4号様式)により通知するものとする。

第3章 その他

(報告の徴収)

第6条 建築主等は、法第15条第1項の規定により、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書(第5号様式)の正本及び副本に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

(指示・命令)

第7条 市長は法第13条第1項の規定に基づき、是正をするために必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、基準適合命令書(第6号様式)により建築主に通知するものとする。

(取り下げ)

第8条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届(第7号様式)の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(取りやめ)

第9条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る特定建築行為を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為の取りやめ届(第8号様式)の正本及び副本に法第11条第6項に規定する適合判定通知書(規則様式第3

号)並びに規則第1条第1項又は第2条第1項に規定する計画書の副本及びその他添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。